

令和4年度子どもの人権アンケートの調査結果について

1 子どもの人権アンケートの趣旨

尼崎市では、「児童の権利に関する条約」(以下「条約」という。)及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」(以下「条例」という。)に基づき、これまで子ども・子育て施策に取り組んできました。

しかしながら、本市で重大な体罰事案が発生したことから、それを教訓として、体罰等の根絶に向け、令和2年8月に「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めるとともに、条例を改正し、子どもが今を生きる存在であるとともに、権利の主体であることを明確にし、具体的に子どもの人権を保障する取り組みを推進していくこととしました。

その取り組みの1つとして、体罰を含めた子どもの人権侵害に関する「子どもの人権アンケート」(以下「アンケート調査」という。)を毎年度実施することとし、子ども自身の意見をしっかり受けとめることで、学校生活における子どもの人権を守ります。調査結果は再発防止に役立て、「体罰等防止ガイドライン(令和3年7月策定)」の周知や研修等を通じて、子どもの人権擁護に関する意識を高めていきます。

なお、このアンケート調査については、条約及び条例を含む子どもの人権擁護をより推進するため、令和2年度にこども青少年局に新たに設置したこどもの人権擁護担当にて実施することとしました。

2 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒(児童ホーム、こどもクラブを含む。)

(2) 調査項目

「身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えることに関すること」のほか、「性的なことに関すること」及び「恐怖感や屈辱感等を与え、心を傷つける言葉遣いに関すること」を調査する必要があると判断し、この3項目を調査項目として設定した。

なお、「いじめに関すること」については、市教育委員会の指導のもとに全校において年3回(各学期最低1回)、児童生徒向けにいじめに関するアンケート調査を実施していることから調査項目から除外することとした。

(3) 質問内容

上記(2)で設定した3つの調査項目について、以下の質問内容で調査することとした。

(i) 身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えることに関すること

- ① なぐる、けるなど、体を傷つけるようなことをされた
- ② 長時間、正座させられる、長時間、たたされるなど、苦痛をあたえるようなことをされた

(ii) 性的なことに関すること

- ③ 必要でないのに、体をさわられて、いやな思いをした
- ④ いやらしいことを話題にされて、いやな思いをした

(iii) 恐怖感や屈辱感等を与え、心を傷つける言葉遣いに関すること

- ⑤「きもい、クズ」など、心を傷つけるような言葉を言われた
- ⑥「なぐるぞ、しばくぞ」など、怖くなるような言葉を言われた
- ⑦「チビ、デブ」など見た目を悪く言う、けなすような言葉を言われた

(4) 調査時期

令和4年10月1日～10月31日

(5) 調査方法

学校を通じてアンケートを配布し、対象児童生徒が家庭に持ち帰り、質問項目に当てはまることがある場合のみ回答。市役所へ返信用封筒にて返送する方式、または、デジタル媒体を使って回答する方式。

3 アンケート調査結果の概要

(1) アンケートの対象者数及び回答数

アンケートの対象者数 32,227 人に対して 1,114 件の回答があり、うち 69 件の回答については何らかの記載または入力(件数 80 件)があり、それ以外の 1,045 件の回答は、該当しない旨の回答や白紙での返送だった。

アンケートの対象者数及びアンケートに記載または入力があった件数等

	アンケートの対象者数 a	アンケートに何らかの記載または入力があった回答数 b		アンケートに記載または入力があった件数 c
		郵送	デジタル	
小学生	20,322人	38件	9件	55件
(昨年度)	(20,516人)	(61件)	(0件)	(93件)
中学生	9,675人	10件	7件	19件
(昨年度)	(9,683人)	(12件)	(0件)	(16件)
高校生	2,230人	3件	2件	6件
(昨年度)	(2,256人)	(0件)	(0件)	(0件)
合計	32,227人	51件	18件	80件
(昨年度)	(32,455人)	(73件)	(0件)	(109件)

(※) 特別支援学校については、各校種別に計上している。

(※) 同一人物による複数回答は、回答数ごとに計上している。

(2) アンケートに記載または入力があった件数の内訳

アンケートに記載または入力があった件数 80 件のうち、記載または入力内容が調査項目に該当し、詳細な内容を確認する必要がある事案は次の表のとおり合計 38 件であった。それ以外の 42 件は「いじめに関すること」15 件、「名前の記載や入力がなく個人の特長が困難で事案の内容確認ができないもの」や「調査項目以外の記載や入力」など 25 件、「家庭などの学校生活外でのこと」2 件であった。

なお、「いじめに関すること」15 件(重大事態は無し。)については、アンケートを回収後、すぐに市教育委員会と学校が連携し、各学校においていじめ事案の対応を行っている。

アンケートに記載または入力があった件数の内訳

	アンケートに記載または入力があった件数 a (b+c)	aのうち、記載または入力内容が調査項目に該当し、 詳細な内容確認をする必要がある件数 b			小計 b (i+ii+iii)	aのうち、記載または入力内容が調査項目でない件数 c
		身体に対する侵害 や肉体的苦痛を 与えること に関する こと (i)	性的なことに 関すること (ii)	恐怖感や屈辱感等 を与え、心を傷つ ける言葉遣いに関 すること (iii)		
小学生	55件	13件	1件	13件	27件	28件
(昨年度)	(93件)	(16件)	(6件)	(24件)	(46件)	(47件)
上記小学生のうち、児童ホームや 子どもクラブに関する件数	1件	1件	0件	0件	1件	0件
(昨年度)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)
中学生	19件	1件	0件	8件	9件	10件
(昨年度)	(16件)	(2件)	(1件)	(6件)	(9件)	(7件)
高校生	6件	1件	0件	1件	2件	4件
(昨年度)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)
合計	80件	15件	1件	22件	38件	42件
(昨年度)	(109件)	(18件)	(7件)	(30件)	(55件)	(54件)

(3) 調査対象事案の内容確認結果

38件の事案については、アンケートに記載または入力された内容を、市教育委員会を通じて各学校へ提供し、各校において事案に関わりがあると思われる教職員及び児童生徒への聞き取り等の内容確認を行った。

調査対象事案の内容確認結果

	身体に対する侵害 や肉体的苦痛を 与えること に関する こと (i)	性的なことに 関すること (ii)	恐怖感や屈辱感等 を与え、心を傷つ ける言葉遣いに関 すること (iii)	合計
体罰認定	1件	0件	0件	1件
(昨年度)	(1件)	(0件)	(0件)	(1件)
体罰以外の不適切な行 為・言葉遣い等	0件	0件	4件	4件
(昨年度)	(2件)	(0件)	(4件)	(6件)
指導上許容できる範囲内 の行為・言葉遣い等	9件	0件	13件	22件
(昨年度)	(9件)	(3件)	(14件)	(26件)
その他 (保護者や子どもの意向により調査 できないもの、子どもと教員の主 張が異なり正確な内容確認ができ なかったものなど)	5件	1件	5件	11件
(昨年度)	(6件)	(4件)	(12件)	(22件)
合計	15件	1件	22件	38件
(昨年度)	(18件)	(7件)	(30件)	(55件)

(4) アンケートに記載または入力があった調査対象事案の主な内容

<体罰認定>

- ・授業中、落ち着きがなく立ち歩く児童への指導過程で、再三の注意に応じない児童に対し、ペンで頭頂部を叩いた。

<体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等>

- ・体操教室の練習中に生徒からいじめの訴えがあり、加害したと思われる生徒達への聞き取りの際中、いじめたことを認めない発言をする生徒に対し、恐怖感を与える発言をした。
- ・多様な国籍や性自認・性的指向の否定につながりかねない発言をした。
- ・授業中、生徒の興味を引くため授業と関係のない過去の殺人事件や、人体に関する残虐な表現や昨今の軍事侵攻などを話題にして生徒に不快感を与え、過度に恐怖や不安を煽る発言をした。
- ・行事に向けてクラス全体の士気が上がらない中、鼓舞する目的で粗暴な言葉で、人格の否定につながりかねない発言をした。

<指導上許容できる範囲内の行為・言葉遣い等>

- ・体育の時間中、やる気のない雰囲気について何度か注意した後、1人ずつ決意を述べている間、座って話を聞いていた。
- ・宿題を忘れた児童が複数おり、クラス全員に対して、普段より強い口調で注意した。
- ・頭髪等の指導中、頭や顔に触れて確認を行った。

4 調査対象事案(不適切な行為・言葉遣い等)への対応について

(1) 体罰認定事案

体罰を行った教員に対してはすでに措置を実施済み。

(2) 体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等

市教育委員会及び学校長から不適切な行為・言葉遣い等を行った教員に対し、厳重に注意するとともに、適切な指導方法について助言を行った。

以上

■個人情報のただし書き

このアンケートは、子どもの人権侵害に関する体罰等の抑止を図り、早期発見、早期対応に取り組むものです。

匿名性を重視し、子どもの学年、性別等や、関係者が把握できるような個人の特定につながる情報は、プライバシー保護の観点から非公表とします。

子ども・家族の人権尊重・個人情報保護に、ご理解とご配慮をお願いします。